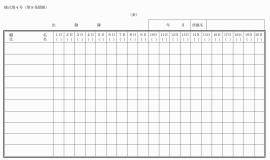


令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 \_\_\_\_\_ 人事課 \_\_\_\_\_

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (人件費)	<p>(91) 人件費 [出勤簿の必要性] について                      (意見)</p> <p>職員は、原則として毎朝の出勤時に部署ごとに作成している出勤簿の自身の欄になつ印している。県としては、当該出勤簿になつ印があることをもって、該当日に出勤があったものとして把握および確認している。</p> <div data-bbox="414 676 992 1070" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(出勤)                          第8条 職員は定刻までに出勤し、出勤簿(別記様式第4号)に自らなつ印しなければならない。                          &lt;様式第4号&gt;</p>  <p>(出典：滋賀県職員服務規程)</p> </div> <p>しかし、現在は、職員の在庁時間はパソコンの貸与を受けていない一部の職員を除き、すべて給与等システムにより管理されている。つまり、該当日における出勤の有無は給与等システムでも把握することができる。</p> <p>出勤簿が該当日の出勤有無の確認以外に特段使用されていないのであれば、当該確認を給与等システムで代替して行うことを検討してもよいと考えられる。</p>	<p>職員の出勤の記録について、職員の在庁時間を管理している滋賀県給与等システムの活用および事務の省力化の観点から、令和3年8月に滋賀県職員服務規程を改正した。</p> <p>改正内容は、紙の出勤簿になつ印する方法から、共通事務端末に自らのユーザIDでログオンすることにより出勤の有無を把握する方法へ改めたもの。</p> <p>なお、共通事務端末が配付されていない職員や共通事務端末を共用している職員については、引き続き紙の出勤簿を使用するか、タイムレコーダーが設置されている所属においてはタイムカードを打刻する方法により、出勤の記録を行うこととしている。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (人件費)	<p>(92) 人件費 [給与等システムの改修について] (意見)</p> <p>時間外勤務の実績時間をExcelによる「時間外勤務等事前命令簿」と給与等システムの双方に入力している。</p> <p>仮に給与等システムでの事前命令から実績確認までができるように改修することができるのであれば、手続全体の省力化が図られることになる。</p> <p>もしくは、給与等システムへの入力をRPAによる簡略化や、時間外勤務の申請時間とパソコンのログオフ時間の乖離確認について係長等が決裁時に確認できるような給与等システムの改修等により効率化を図ることが考えられる。</p> <p>改修による県全体での改善工数 および効用と対応するコストを勘案し検討された。</p>	<p>時間外勤務の事前命令は係長等が行うため、給与等システムに当該機能を実装することは、画面遷移や決裁ルートなどを新たに開発する必要があり、コストの面から見送った。</p> <p>また、Excelの「時間外勤務等事前命令簿」に入力された情報を給与等システムと共有するため、RPAによる対応を検討したが、システムテストの結果、処理に相当時間がかかることが判明したことから、パソコンのログオフ時間と時間外勤務申請時間との乖離確認について、時間外勤務申請やその決裁の際に、申請者本人および係長等の決裁者が画面上で目視できるように給与等システムを改修することで手続きの効率化を図った。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (出張旅費)	<p>(94) 出張旅費〔出張精算に係る証憑の取扱いについて〕(意見)</p> <p>今回監査対象とした東京、栃木、愛知への出張について、公共交通機関の利用証憑の資料が見受けられなかった。</p> <p>県は実費精算を採用しておらず、「国家公務員等の旅費に関する法律」の考え方に準拠して規定された「滋賀県旅費支給条例」において、「旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。」としており、定額支給を採用している。</p> <p>しかし、多くの民間企業や、一部の国の公的機関などでは、在来線などの少額な公共交通機関の利用証憑までは求めないとしても、金額が比較的多額となる新幹線や特急列車の利用に関する証憑は必要なものとして取り扱われている。適正な経費精算の徹底という観点からは、新幹線等の高額な公共交通機関の利用証憑の提出を必要とするルールを採用を検討すべきである。</p>	<p>従来から航空賃については領収書の添付を求め、実際に要した運賃を旅費として支給するなど実費支給方式も一部取り入れている。</p> <p>また、新幹線等を利用した際の旅費については、旅費システムにより検索される経路を「最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費」として定額支給しているが、旅行命令権者が出張の事前命令を行い、出張後に復命を確認することで所期の目的が達成されたか確認することとしている。</p> <p>今回の監査意見を踏まえ、新幹線や急行列車等で普通運賃に加算がある公共交通機関を利用した出張の旅費を支給する場合、新幹線や急行列車等を利用したことが客観的に確認できる領収書や半券等（スマホなどの画面コピー含む）を復命書に添付することとし、旅行命令権者が当該公共交通機関利用の確認を行う運用とした。</p> <p>確認の際に、社会通念上明らかに事前の旅行命令と異なる移動手段や経路で出張を行っていた場合は、その必要性等を十分に確認し、必要に応じて旅行命令の変更を行うことで、適正な旅費支給となるよう努めてまいりたい。</p>